

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条第二項並びに第三十七条の三第一項ただし書及び第七号並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十六条第一項第七号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)</p> <p>第七十六条 令第十六条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四   レバレッジ指標等(金融商品市場における相場その他の指標であつて、その一日の変動率が他の指標(イ及び第八十三条第一項第八号イにおいて「原指標」という。)の一日の変動率に一定の数を乗じて得た率となるように算出されるものをいう。第七十八条第十四号及び同項第八号において同じ。)に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該レバレッジ指標等の変動率とその原指標の変動率に一定の数を乗じて得た率とに差が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、その旨及びその理由</p> <p>ロ 当該レバレッジ指標等に関する有価証券に対する投資が中長期的な投資の目的に適合しないものであるときは、その旨及びその理由</p> <p>(誇大広告をしてはならない事項)</p> <p>第七十八条 法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)</p> <p>第七十六条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(誇大広告をしてはならない事項)</p> <p>第七十八条 「同上」</p>

「一〇十三 略」

十四 レバレッジ指標等に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあつては、次に掲げる事項

イ レバレッジ指標等又はレバレッジ指標等に関する有価証券の性質

ロ レバレッジ指標等の数値若しくはレバレッジ指標等に関する有価証券の価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券(法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。)、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものの上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券(金融庁長官の指定する有価証券を除く。)の売買その他の取引(デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。)に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十七条の三第一項第一号から第五号まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号並びに第八十

「一〇十三 同上」

「号を加える。」

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第八十条 「同上」

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券(法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。)、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものの上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券(金融庁長官の指定する有価証券を除く。)の売買その他の取引(デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。)に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十七条の三第一項第一号から第五号まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号に掲げる事項

三 条 第 一 項 第 八 号 に 掲 げ る 事 項 を、 前 条 に 規 定 す る 方 法 に 準 ず る 方 法 に よ り 記 載 し た 書 面 ( 以 下 「 上 場 有 価 証 券 等 書 面 」 と い う 。 ) を 交 付 し て い る 場 合

「二〇八 略」

「二〇六 略」

( 有 価 証 券 の 売 買 そ の 他 の 取 引 に 係 る 契 約 締 結 前 交 付 書 面 の 共 通 記 載 事 項 )

第 八 十 三 条 そ の 締 結 し よ う と す る 金 融 商 品 取 引 契 約 が 有 価 証 券 の 売 買 そ の 他 の 取 引 に 係 る も の で あ る 場 合 に お け る 法 第 三 十 七 条 の 三 第 一 項 第 七 号 に 規 定 す る 内 閣 府 令 で 定 め る 事 項 は、 前 条 各 号 に 掲 げ る 事 項 の ほ か、 次 に 掲 げ る 事 項 と す る。 た だ し、 そ の 締 結 し よ う と す る 金 融 商 品 取 引 契 約 が 電 子 募 集 取 扱 業 務 に 係 る 取 引 に 係 る も の で あ る 場 合 以 外 の 場 合 に あ っ て は、 第 三 号 か ら 第 六 号 ま で に 掲 げ る 事 項 を 除 く。

「一〇七 略」

八 当 該 有 価 証 券 が レ バ レ ッ ジ 指 標 等 に 関 す る 有 価 証 券 で あ る 場 合 に あ っ て は、 次 に 掲 げ る 事 項

イ 当 該 レ バ レ ッ ジ 指 標 等 の 変 動 率 と そ の 原 指 標 の 変 動 率 に 一 定 の 数 を 乗 じ て 得 た 率 と に 差 が 生 ず る こ と と な る お そ れ が あ る 場 合 に あ っ て は、 そ の 旨 及 び そ の 理 由

ロ 当 該 レ バ レ ッ ジ 指 標 等 に 関 す る 有 価 証 券 に 対 す る 投 資 が 中 長 期 的 な 投 資 の 目 的 に 適 合 し な い も の で あ る と き は、 そ の 旨 及 び

を、 前 条 に 規 定 す る 方 法 に 準 ず る 方 法 に よ り 記 載 し た 書 面 ( 以 下 「 上 場 有 価 証 券 等 書 面 」 と い う 。 ) を 交 付 し て い る 場 合

「二〇八 同上」

「二〇六 同上」

( 有 価 証 券 の 売 買 そ の 他 の 取 引 に 係 る 契 約 締 結 前 交 付 書 面 の 共 通 記 載 事 項 )

第 八 十 三 条 「 同 上 」

「一〇七 同上」

「号を加える。」

<p>その理由</p> <p>ハ イ及びロに掲げる事項のほか、当該レバレッジ指標等及び当該レバレッジ指標等に関する有価証券の概要及び特性その他当該レバレッジ指標等及び当該レバレッジ指標等に関する有価証券の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項</p> <p>[ 2・3 略 ]</p>	<p>[ 2・3 同上 ]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この府令は、令和四年一月二十四日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）からこの府令による改正前の金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第一項第一号に規定する上場有価証券等書面の交付を受けたことがある者に該当する者は、この府令の施行の日（次項において「施行日」という。）に当該金融商品取引業者等からこの府令による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（次項において「新令」という。）第八十条第一項第一号に規定する上場有価証券等書面の交付を受けたものとみなして、同項第五号の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、新令第八十条第一項第一号及び第八十三条第一項の規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。